

市税 国保税 の差し押さえ強化中

税金は、市民の皆さんが安心して豊かな社会生活をしていくための大切な財源です。市では、自主納付の推進に努めていますが、残念なことに税金を納めていただけでない方もいます。税金を手当として待っている方のため、納期内納税した方との不公平を生まないために、市は栃木県地方税徴収特別対策室と連携し、滞納処分を強化して税収確保に努めていきます。

平成23年度

滞納処分実施状況

(国保税含む市税全体・12月末現在)

差し押さえ処分 1,038件

(去年同期比153件増)

【内訳】預貯金476件・生命保険312件・

給与年金87件・動産32件 ほか

搜索実施 23件

【内訳】差し押さえ動産440点

国税徴収法には、滞納者・未納者に対して自宅などにおける財産の強制調査を行うことができると規定されています。徴収強化のため、市職員による搜索を実施しています。

【搜索の目的】

- ①滞納者の生活実態の把握、②財産隠匿の調査
- ③換価可能な動産の差し押さえ・公売

《国税徴収法第百四十二条》

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

早期財産調査・早期差し押さえを実施

納期内に納税している方との不公平を生まないために、市税を滞納すると延滞金が年利14.6%（現在、最初の1月は4.3%）発生します。延滞金を払えばいつ払ってもいいというものではありません。本来、納期限内に納税しなければならないものです。

そのため市は滞納者に対して、早期財産調査・早期差し押さえを実施しています。

法律上は、納期限を過ぎると20日以内に督促状を發布し、督促後10日を経過しても納付がない場合、差し押さえをしなければなりません。差し押さえの事前予告は法定要件ではないため、市税保全のため予告なく差し押さえを行っていきます。

納税相談は納期内か、
差し押さえ処分前に、
お早めにお越しく
ださい



車両差し押さえの実施

差し押さえまでの流れ

納税通知書を発送(固定資産税 4月、軽自動車税 5月、市県民税 6月、国民健康保険税 7月)。納期限までに納税しましたか？

はい ↓

今後も納期内納付にご協力をお願いします

いいえ ↓

督促状を発送(納期限後、20日以内に発送)
督促状が届いてからすぐに納付できましたか？

はい ↓

今後は納期内納付にご協力をお願いします

いいえ ↓

督促から10日以内に納付できましたか？

はい ↓

今後は納期内納付にご協力をお願いします

いいえ ↓

差し押さえ処分の対象です。すぐに納付しましょう！ 納められない事情のある方はお早めにご相談ください。

給与、預貯金、生命保険契約、自動車、不動産、その他財産などを持っていますか？

はい ↓

すぐ納付しましょう。財産差し押さえ後はお返しすることはできません

いいえ ↓

税金の納付能力がない場合には、軽減措置や処分停止ができる場合があります。ご相談ください！

不動産公売に参加しませんか

市では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。

▶日時 3月14日(水)午後1時50分～(受け付け午後1時、入札説明午後1時30分～)

▶会場 文化会館 会議室206号室

▶物件

売却区分番号 23-1

見積価格 23,928,000円

公売保証金 2,400,000円

不動産①-1 所在 吉水駅前3丁目6番5

地目・地積 畑・520㎡

①-2 所在 吉水駅前3丁目6番6

地目・地積 畑・1,088㎡

※不動産①-1と①-2は地続きとなっており、吉水駅前の市街化区域内です

売却区分番号 23-2

見積価格 32,282,000円

公売保証金 3,230,000円

不動産②所在 赤坂町954番14

地目・地積 田・1,281㎡

※西産業道路沿いの整形地の物件です

どちらも農地ですが、購入後、宅地にして家を建てることも可能です。

市の農業委員会発行の買受適格者証明の提出が必要となります。

※急遽中止になる場合もあります

問合せ・納税相談は、**収納課(東仮庁舎)**

☎(20)3010へご連絡ください